

議案第 28 号

江別市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

江別市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。
。

令和 7 年 2 月 20 日提出

江別市議会議会運営委員会
委員長 野 村 尚 志

江別市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

江別市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 30 条」を削り、同項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 19 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 49 条において」を削る。

第 28 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 32 条第 2 項中「この章及び第 49 条において」を削る。

第 33 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 39 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 49 条において」を削る。

第 40 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 49 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。